

運行管理規程の改定について

長野県貨物自動車運送適正化事業実施機関

運送事業者に制定が義務付けられている「運行管理規程」については、関係法令の改正があった場合、その内容が規程に反映されていなければなりません。例えば、平成 23 年 5 月 1 日より点呼時にアルコール検知器の使用が義務化となりましたが、巡回指導時に確認するといまだ改定がなされていない事象が見受けられます。最近の法令改正における改定必要条項は下記の通りですので、確認のうえ改定が行われていない場合はすみやかに改定して下さい。

なお、法令改正以外でも運行管理者補助者を選任する場合、選任方法や職務内容、遵守事項等について明記しておかなければなりませんし、I T 点呼や受委託点呼（共同点呼）を導入する場合においても、関係条項を盛り込まなければなりません。

長野県トラック協会ホームページに掲載の運行管理規程は標準的な内容ですので、各社の実情に合わせて、適宜、加筆・修正・削除を行ってから使用して下さい。また、各社独自の規程を制定している場合においては、法令改正の内容が確実に反映されるよう条文の改定を行って下さい。

なお、第 24 条の運行記録計の装着義務対象車両の拡大は、平成 27 年 4 月 1 日以降新規登録した新車が対象となり、その他の使用過程車については平成 29 年 4 月以降対象となりますのでご留意下さい。

さらに、平成 30 年 6 月 1 日から、居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から運転者の睡眠時間の確保についてトラック事業者等の意識を高めるため、点呼時の記録事項として、「睡眠不足の状況」を追加することが義務付けられています。

【標準運行管理規程における最近の改定内容】 ※赤字が改定内容

改定年月日	条項	改定内容
平成 23 年 5 月 1 日 〔輸送安全規則の改正〕	第 14 条（点呼等の実施） ※他関連条項は掲載省略	（前略） 2. 点呼は、乗務前点呼、乗務後点呼および乗務途中点呼とし、 運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等、目視の確認とあわせ、アルコール検知器（国土交通大臣が告示で定めるもの）を用いて「酒気帯びの有無」の確認を行わなければならない。 （後略）
平成 25 年 9 月 20 日 〔自動車事故報告書等の取扱要領の改正〕	第 27 条（事故報告資料の整備等）	（前略） (2)次に掲げる事故にあつては、自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書を 4 通（(控)を含む）作成し、事故が発生した日から 30 日以内に当該車両の使用の

		<p>本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して国土交通大臣に3通提出すること。なお、事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となって規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出すること。</p> <p>(後略)</p>
平成27年4月1日 〔輸送安全規則の改正〕	第24条(運行記録計による記録)	<p>(前略)</p> <p>(1) 車両総重量が7トン以上または最大積載量が4トン以上の普通自動車</p> <p>(後略)</p>
平成27年5月18日 〔自動車事故報告書等の取扱要領の改正〕	第27条(事故報告資料の整備等)	<p>(前略)</p> <p>⑬健康起因</p> <p>イ 乗務中に運転者が疾病により、運転を継続することができなくなった場合</p> <p>ロ 脳疾患、心臓疾患及び意識消失に起因すると思われる事故が発生したとき</p> <p>(後略)</p>
平成30年6月1日 〔輸送安全規則の改正〕	第7条(点呼等)	<p>(前略)</p> <p>3. 第5項関係</p> <p>点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨、並びに報告又は指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。</p> <p>(1) 乗務前点呼</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況</p> <p>⑧～⑩ (略)</p> <p>(2) 中間点呼</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況</p> <p>⑧・⑨ (略)</p> <p>(3) (略)</p>